

# 品目別カントリーレポート 青果物

2024年3月  
ベトナム輸出支援プラットフォーム

# 目次

1. 市場概況
2. 市場動向、製品
3. 流通、販売
4. 法規制
5. 流通業者から日系事業者への提言

- 本資料は、ベトナムの青果物市場の概況、関連法規制に関する情報を提供することで、対ベトナム輸出を検討している生産者や事業者の一助となることを目的としている
- 2023年11月に実施した調査とヒアリングに基づく
- 金額はベトナムドン（VND）と米ドル（USD）で記載。為替レート：1USD=23,000VNDで換算した
- 野菜の輸出入量の分析はHSコード07（食用の野菜、根及び塊茎）、果物の輸出入量の分析にはHSコード08（食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮）を使用した

---

## 1. 市場概況

# 国内消費量

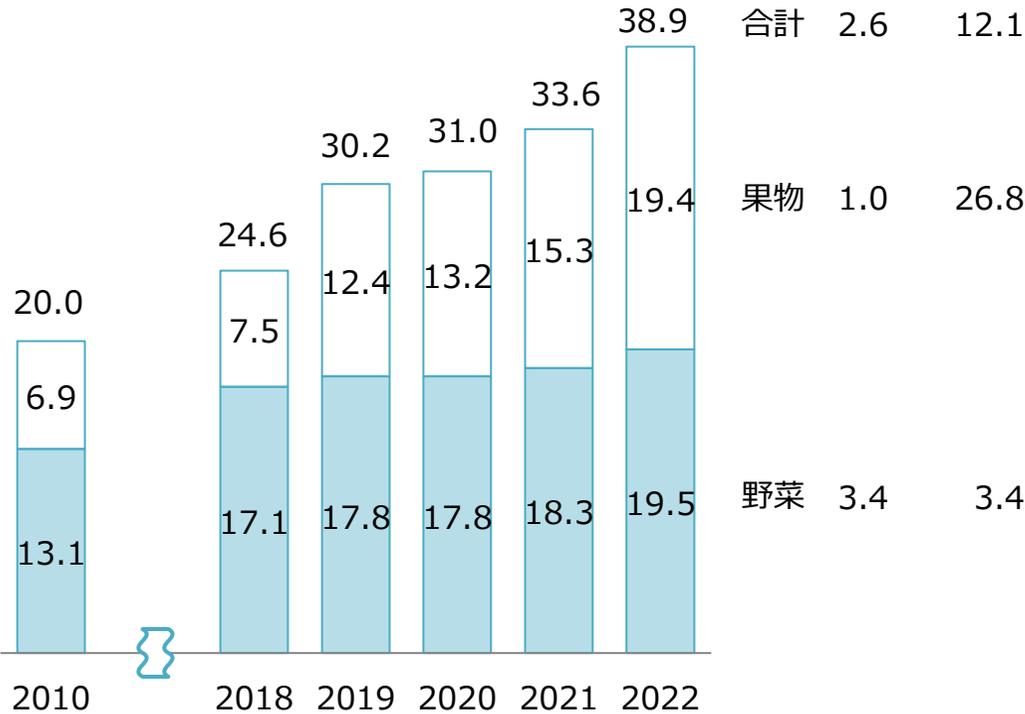
果物はベトナムの消費者にとって野菜と同じくらい欠かせないものであり、2018年から2022年にかけて消費量は約2.6倍、野菜の消費量に近づいている

## 野菜・果物の国内消費量\*

単位: 100万トン

年平均増加率(%)

2010-  
18年    2018-  
22年



- 消費形態: 現在、ベトナムでは野菜や果物は主に生で食べられる。90%以上が生のまま消費され、加工されるのは10%以下である。
- 販売経路: ベトナム産は主に伝統小売店で、輸入野菜や輸入果物はスーパーマーケットやEコマースで販売される。
- 購入目的: 輸入野菜や果物は家庭用、贈答用に購入される。

\*国内消費量 = 国内生産量 + 輸入量 - 輸出量

出所: 商工省、B&Companyヒアリング

# 国内生産量

2018年以降、果物の生産量は国内の需要増加に伴い、年間約20%増加している。主な生産地は紅河デルタ、メコンデルタ地域である

## 野菜・果物の国内生産量

単位: 100万トン

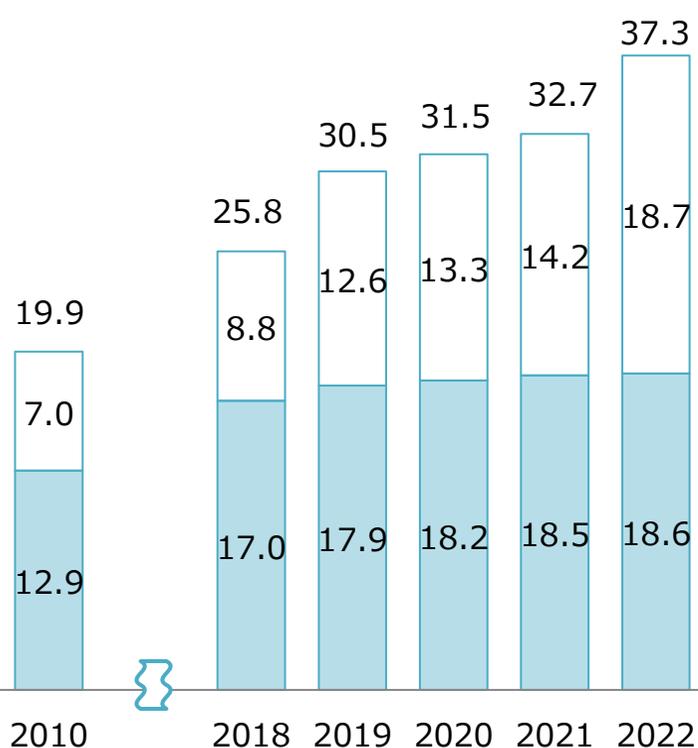
年平均増加率(%)

	2010 -18年	2018- 22年
--	--------------	--------------

合計	3.2	9.7
----	-----	-----

果物	2.9	20.7
----	-----	------

野菜	3.3	2.3
----	-----	-----

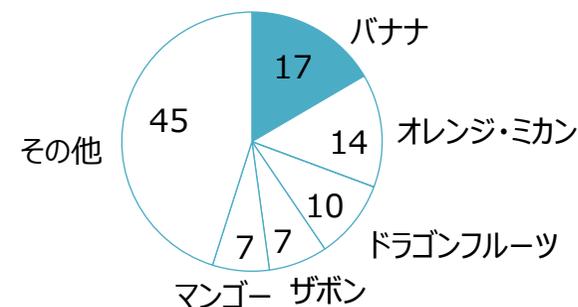


## 果物 :

- 2021年のメコンデルタ地域では果物の生産が盛んで、栽培面積はベトナム全体の約40%を占める

### 種類別果物生産量 (2021年)

100% = 1,420万トン



## 野菜 :

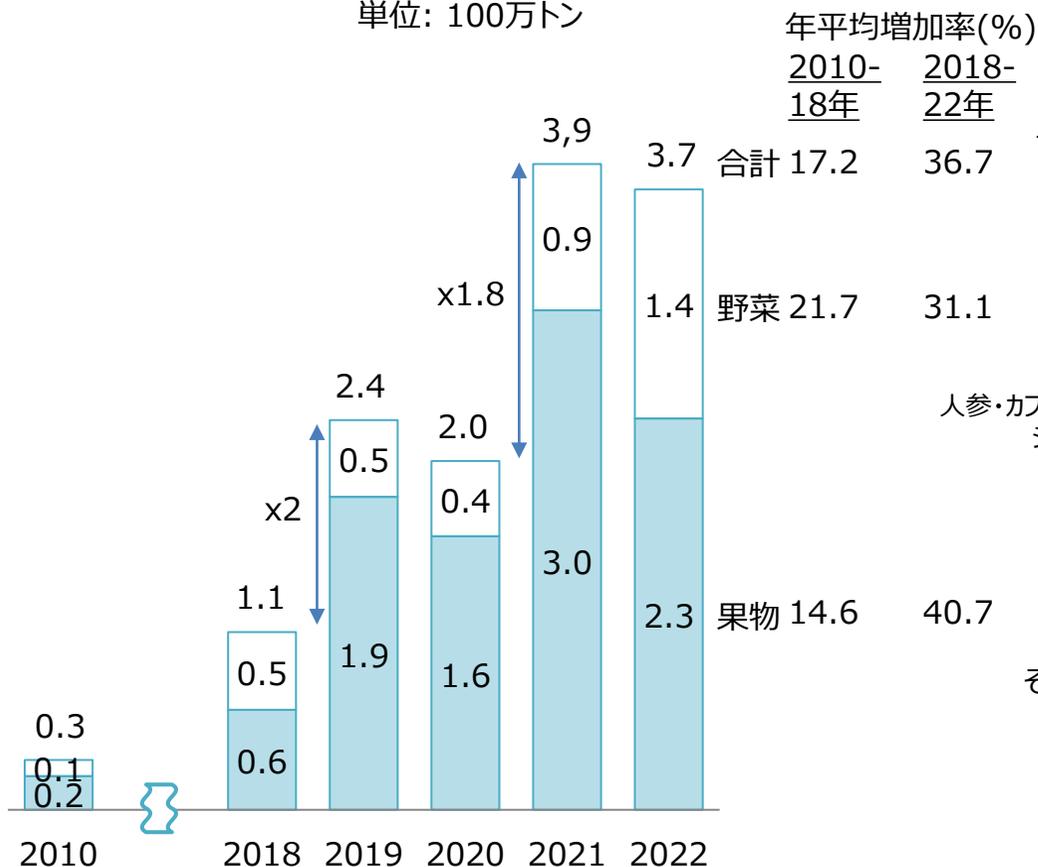
- 2021年のメコンデルタ地域での野菜栽培面積はベトナム全体の約25%、次いで紅河デルタが約24%
  - 次の4種類が主にベトナムで生産・消費されている
    - (1)キャベツ、レタス、ブロッコリーなどの葉物野菜
    - (2)人参、大根、ジャガイモなどの根菜類
    - (3)トマト、ピーマン、スイートコーンなどの果菜類
    - (4)ショウガ、ウコンなどの香辛野菜
- 各種類の野菜の生産量に関する具体的な統計はない

# 輸入量

2018年から2022年の果物・野菜の輸入量の年平均成長率は約37%。生鮮、冷蔵、乾燥の形で輸入される。主にカンボジア、中国、コートジボワールからキャッサバやカシューナッツを輸入している

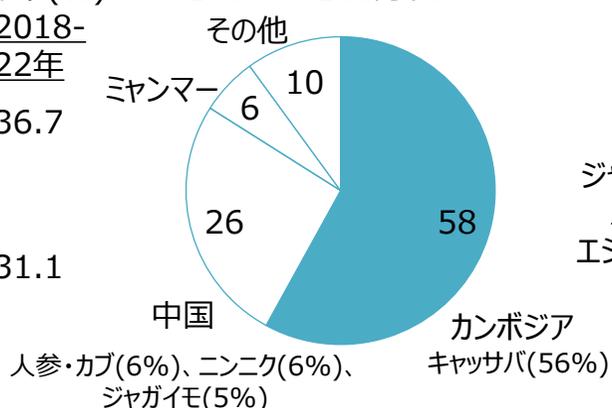
## 野菜・果物の輸入量\*

単位: 100万トン



### 国別 (2022年)

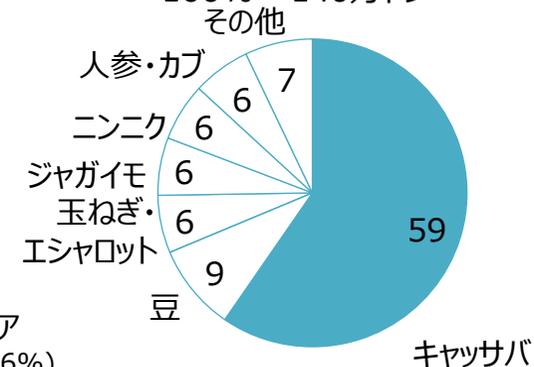
100%= 140万トン



### 野菜

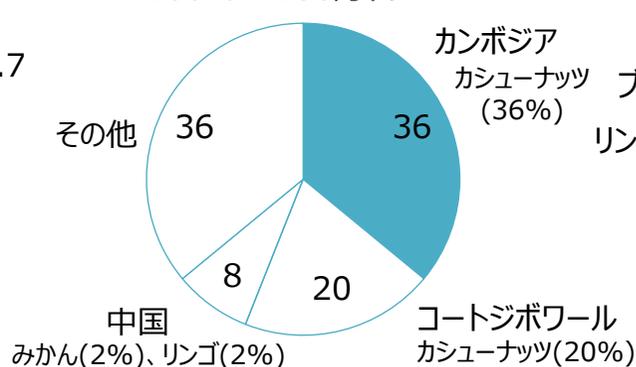
### 種類別 (2022年)

100%= 140万トン



### 国別 (2022年)

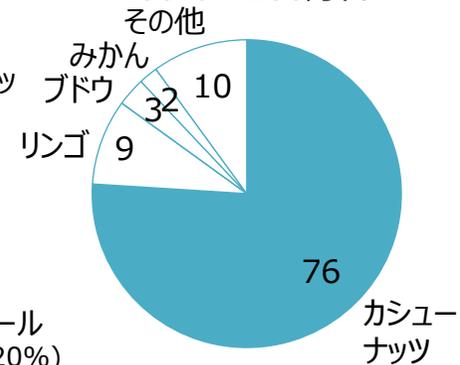
100%= 230万トン



### 果物

### 種類別 (2022年)

100%= 230万トン



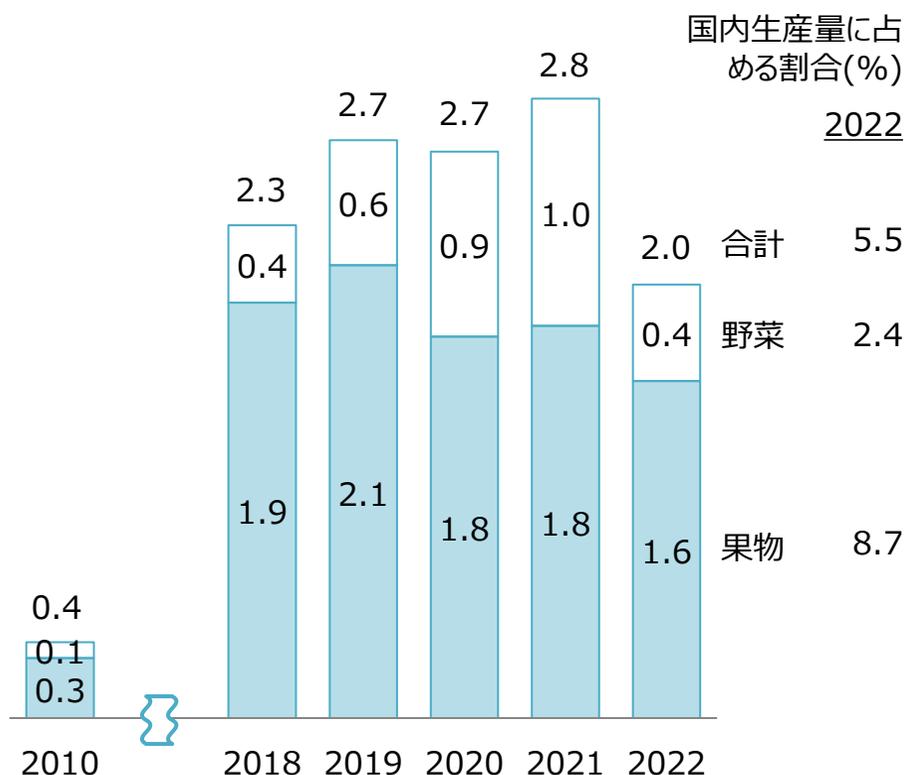
\*野菜はHSコード07（食用の野菜、根及び塊茎）、果物は08（食用の果実及びナッツ、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮）に基づき作成  
 出所: ICT Trade Map

# 輸出量

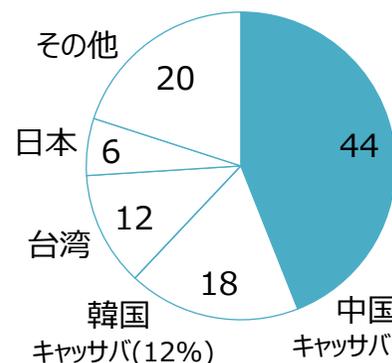
国内消費と比べる小さいが、キャッサバやバナナが中国、韓国、米国に輸出されている

## ベトナムの野菜・果物の輸出量\*

単位: 100万トン

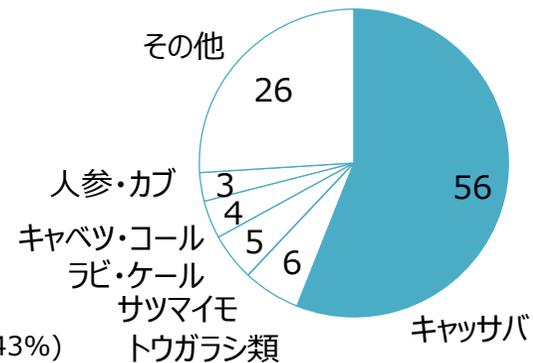


国別 (2022年)  
100%= 40万トン

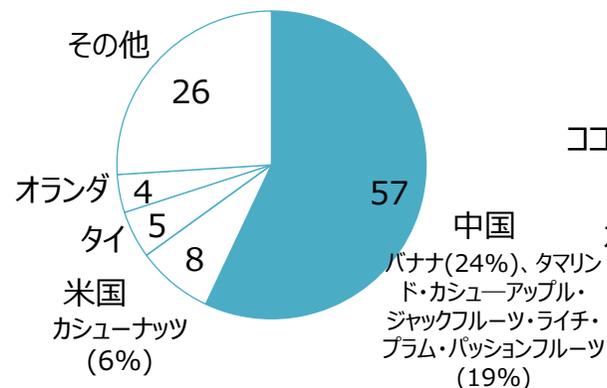


## 野菜

種類別 (2022年)  
100%= 40万トン

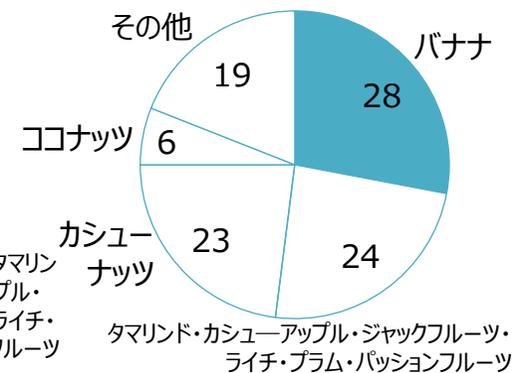


国別 (2022年)  
100%= 160万トン



## 果物

種類 (2022年)  
100%= 160万トン

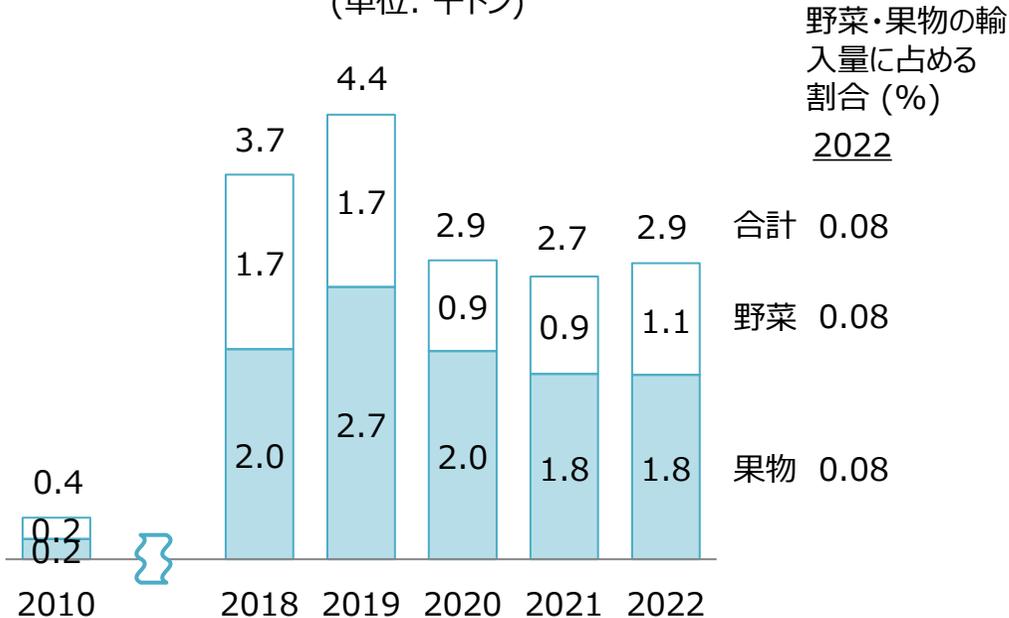


\*野菜はHSコード07（食用の野菜、根及び塊茎）、果物は08（食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮）に基づき作成  
出所: ICT Trade Map

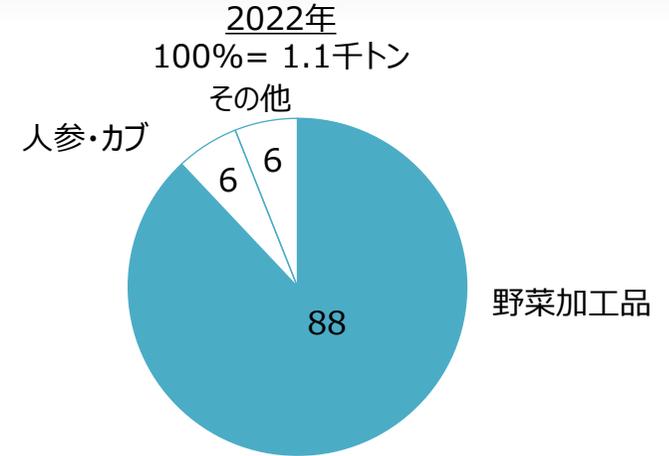
# 日本産食品の輸入量

現在、ベトナムへの日本産の野菜・果物の輸入量はわずかである

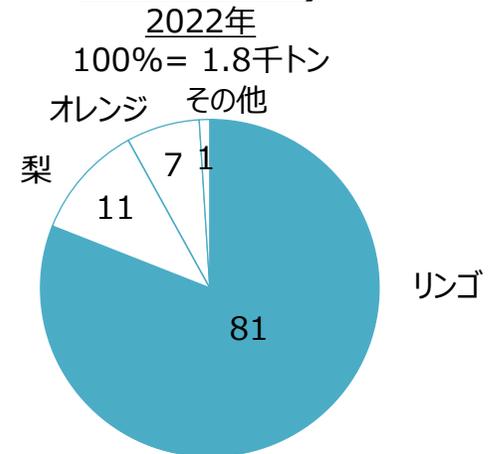
ベトナムへの日本産の野菜・果物の輸入量\*  
(単位: 千トン)



種類別(野菜)



種類別(果物)



- 新型コロナウイルス、不景気他の影響により、日本産を含め高額野菜や果物の消費は減少した
- 日本のリンゴ、梨、みかん、加工野菜などが流通しているが、種類は限定的である

\*野菜はHSコード07（食用の野菜、根及び塊茎）、果物は08（食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮）に基づき作成  
出所: ICT Trade Map

---

## 2. 市場動向、製品

# 安全性を求める市場傾向

ベトナムではオーガニックの野菜・果物の需要が高まっている

- 近年、ベトナムでは都市部を中心にオーガニックの野菜や果物の需要が高まっており、主にスーパーマーケット、コンビニ、オーガニック専門店、ECサイトで販売されている。理由としては以下が考えられる
  - ・ ベトナムの野菜や果物には基準を超えた化学物質が含まれていることがあること
  - ・ 消費者のグリーンで健康的な食品への関心が高まっていること。現在、ベトナムでは、VIETGAPはもっともよく使用されている野菜・果物の衛生基準である
  - ・ 消費者の健康認識が向上していること

平均寿命：72.7歳（2010年） → 73.6歳（2019年）、73.6歳（2022年）

健康寿命：64.5歳（2010年） → 65.3歳（2019年）、N/A（2022年）

VIETGAPの普及状況

年	2018	2022
栽培施設（軒）	1,900	6,211
総面積（ヘクタール）	81,500	463,000



VIETGAP認証

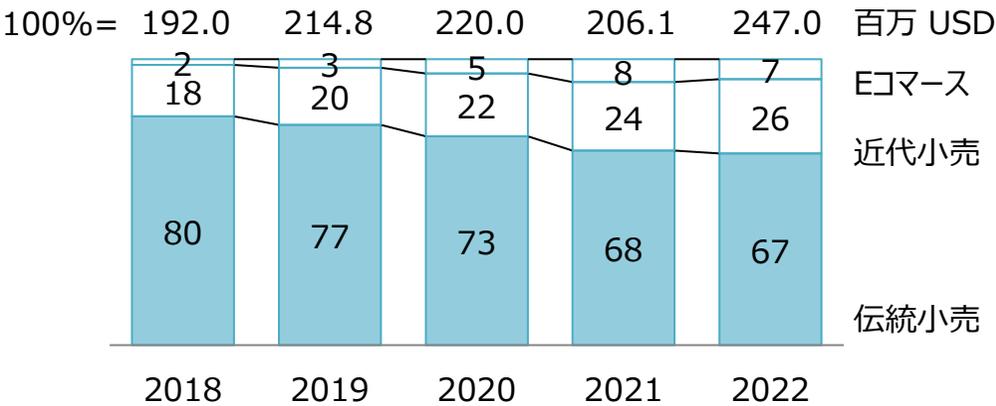
- 実施年：2008年
- 法的根拠：決定379/QĐ-BNN-KHCN
- 発行機関：農業農村開発省
- 特徴：生産者と消費者の健康・安全を確保するために、規定の基準に従って栽培、収穫、保管すること

# 販売経路

輸入された野菜や果物は主に近代小売、Eコマースで販売されている

## 全商品

ベトナムの販売経路別小売売上高 (%)



小売売上高に占める近代小売とEコマースの割合に関するベトナム政府の目標

年	2030	2045
近代小売 (%)	38~42	50
Eコマース (%)	10.5~11	15~16

出所: Cimigo、首相決定1163/QD-TTg号、B&Company

## 野菜・果物



Eコマース販売店の例 (Lazada、Tikiなど)



近代小売販売店の例 (Winmart、Bachhoaxanhなど)



伝統小売 (Long Bien、Yen So市場など)

- 国産野菜や果物は一般的に安価で、高度な品質管理が求められないため、主に伝統小売で販売される
- 輸入野菜や果物は比較的高価であり、高度な品質管理が求められるため、近代小売、Eコマースで販売される。約50%が近代小売、約30%がEコマース、約20%が伝統小売
- コロナ禍でオンラインチャネルの利用が増加したが、収束後は実店舗の利用が回復した。

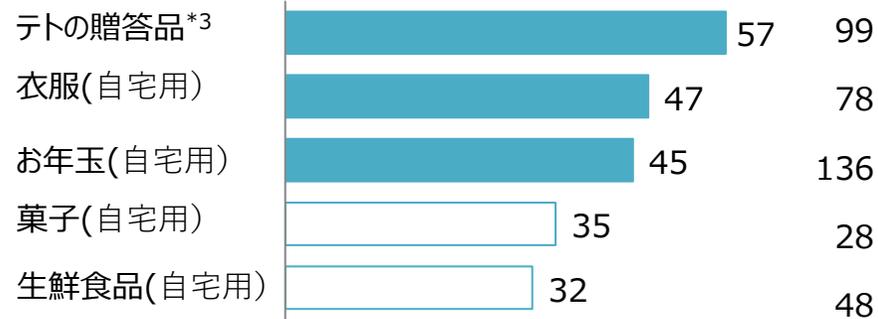
# 贈答品としての果物

健康意識の高い消費者が増え、贈答品としてアルコールではなく輸入果物を選ぶ人が増えている

## テト\*1に関する支出（2022年）（%）

100%=557人\*2

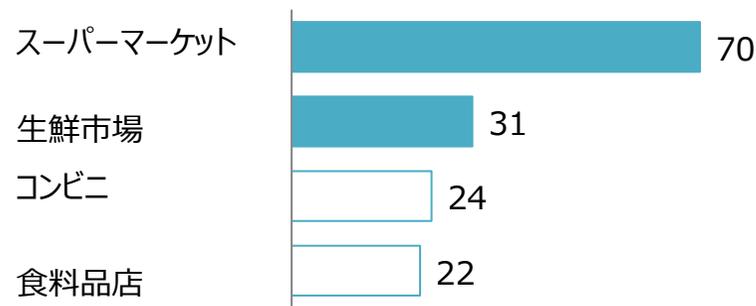
予算  
(一人当たりUSD)



- ベトナムではテト（旧正月）の贈答品に費用をかける人が多い。消費者の健康意識の高まりから、贈答品としてフルーツバスケットを購入する傾向が高まっている
- スーパーマーケットと生鮮市場が人気
- テト贈答品として果物を購入する場合、スーパー、オーガニック専門店で購入する。また、テト用フルーツバスケットはウェブサイトやECサイト(Shopee、Lazadaなど)でも販売されている
- 日本産のりんご、みかん、梨は贈答品として需要がある

## テトに関する物品の購入場所\*（2022年）（%）

100% = 557人\*2



ベトナムのギフトショップで販売されている外国産のフルーツバスケットの例



ベトナムのスーパーマーケットやECサイトで販売されている外国産のフルーツバスケットの例

\*1 ベトナムでは中国、韓国、シンガポールなどのアジア諸国と同様に旧正月(テト)を祝う、\*2 調査対象はホーチミン市、ハノイ、ダナンの18~45歳の男女、\*3お酒、ビール、ソフトドリンク、キャンディー、果物などを含むincluding spirit, beer, soft drink, biscuits, candy and fresh fruit for example

# ベトナム産果物

バナナ、オレンジ、ドラゴンフルーツ、グレープフルーツ、マンゴーなどが一般的であり、輸入果物と比べてかなり安価である

種類（代表例）*	イメージ画像	包装形態	価格** (VND)	販売方法
バナナ		1kg/パック	28,000 (Winmart)	○ 常温・冷蔵で 販売
オレンジ		1kg/パック	56,000 (Lottemart)	
ドラゴンフルーツ		1kg/パック	40,000 (Winmart)	
グリーングレープフルーツ		1kg/パック	33,000 (Bachhoaxanh)	
マンゴー		1kg/パック	60,000 (Winmart)	

- 上記の製品はオンライン（ウェブサイト、ECサイト）とオフラインで販売されている
- 販売場所の例：Winmart、Bachhoaxanh、Lottemartなど

\*他にドリアン、ジャックフルーツ、ブドウ、ドライジャックフルーツ、ドライマンゴー、ドライバナナなどが生産されている、\*\*2023年11月7日時点の小売価格  
出所:各販売業者のウェブサイト

# 日本を除く外国産の果物

カンボジア、中国、ニュージーランドなどから、カシューナッツ、りんご、ブドウなどの果物を輸入している

種類（代表例）*	イメージ画像	包装形態	価格** (VND)	輸入・販売方法
カンボジア産ドライカシューナッツ***		500g/パック	338,000 (Dientrang)	○ 常温で輸入・ 輸送 ○ 常温で販売  ○ 冷蔵で輸入・ 輸送 ○ 常温・冷蔵で 販売
ニュージーランド産 Dazzle Apples		1kg/パック	79,000 (Luontuoisach)	
オーストラリア産 black grape fingers		1kg/パック	159,000 (Luontuoisach)	
中国産みかん		1kg/パック	49,000 (Mega Market)	
韓国産梨		1kg/パック	139,000 (Soibien)	

- 上記の製品はオンライン（ウェブサイト、ECサイト）とオフラインで販売されている
- 販売場所の例：Kleverfruit、Tony Fruit、Luontuoisachなど

\* 一例であり、他にもメロン、イチゴ、干し柿などがベトナムに輸入されている、\*\* 2023年11月7日時点の小売価格、\*\*\* 主に生のカシューナッツが輸入され、加工・包装はベトナムで行われる

出所:各販売業者のウェブサイト

# 日本産の果物

日本からはリンゴ、日本ナシ、温州ミカンの3品目だけがベトナムに植物検疫上、輸入可能となっている。日本産の果物の平均価格は、他の外国産の果物の2～3倍である

種類（代表例）	イメージ画像	包装形態	価格* (VND)	輸入・販売方法
金星		1kg/パック	279,000 (Hoa Bien)	○ 冷蔵で輸入・ 輸送 ○ 常温・冷蔵で 販売
王林		1kg/パック	360,000 (Minh Phuong)	
世界一		1kg/パック	450,000 (Minh Phuong)	
茨城県産梨		1kg/パック	239,000 (Hoa Bien)	
温州ミカン		1kg/パック	380,000 (Ajuma)	

- 上記の製品はオンライン（ウェブサイト、ECサイト）とオフラインで販売されている
- 販売場所の例：Hoa Bien、Minh Phuong、Ajuma、Cleverfruitなど
- ハノイの輸入果物店チェーンとホーチミン市のオーガニック専門店チェーンのインタビューによると、日本の果物の価格は他国の輸入果物より2～3倍高い

\* 2023年11月7日時点の小売価格

出所:各販売業者のウェブサイト、[ベトナム農業農村開発省 植物防疫部](#)、[日本農林水産省 植物防疫所](#)

# ベトナム産の野菜

ベトナム産野菜は、輸入野菜と比べてかなり安価で、主に生で消費されている。有機野菜の人気が高まっている

種類（代表例）*	イメージ画像	包装形態	価格** (VND)	販売方法
からし菜		500g/パック	15,000 (Winmart)	○ 常温・冷蔵で 販売
レタス		500g/パック	26,000 (Bachhoaxanh)	
ネギ		100g/パック	10,000 (Aeoneshop)	
マッシュルーム		100g/パック	60,000 (Winmart)	
トマト		1kg/パック	29,000 (Coop)	

- 上記の製品はオンライン（ウェブサイト、ECサイト）とオフラインで販売されている
- 販売場所の例：Winmart、Bachhoaxanh、Coopなど

\*一例であり、他にもキャベツ、カリフラワー、ほうれん草、ジャガイモなどが生産されている、\*\* 2023年11月7日時点の小売価格  
出所:各販売業者のウェブサイト

# 日本を除く外国産の野菜

ベトナムに輸入される野菜は、キャッサバ、豆、玉ねぎ、にんにくなど、葉物野菜より日持ちするものが多い。主にカンボジアや中国から輸入されており、安価で長期輸送に適している

種類（代表例）*	イメージ画像	包装形態	価格** (VND)	輸入・販売方法
カンボジア産キャッサバ		1kg/パック	3,250 (トレーダー、主にキャッサバ加工工場に使用)	○ 常温・冷蔵で 輸入・輸送 ○ 常温で販売
ミャンマー産豆		1kg/パック	不明 (トレーダー、主にもやし の生産に使用)	
中国産玉ねぎ		1kg/パック	20,000 (Mega market)	
中国産にんにく		300g/パック	21,000 (Bachhoaxanh)	
中国産大根		1kg/パック	15,000 (Mega market)	

- 上記の製品はオンライン（ウェブサイト、ECサイト）とオフラインで販売されている
- 販売場所の例：Mega market、Bachhoaxanh、Winmartなど

# 日本産の野菜

ベトナムに輸入される日本産の果物と異なり、野菜は長期保存が可能な加工品が中心。日本産の生鮮野菜はベトナムへの輸出が制限されている

種類（代表例）	イメージ画像	包装形態	価格* (VND)	輸入・販売方法
干し椎茸		50g/パック	310,000 (Moshimoshi)	○ 冷蔵で輸入・ 輸送 ○ 常温・冷蔵で 販売
たくあん		1kg/パック	180,000 (Simba)	
オクラスライス		500g/パック	72,000 (Ribeto Gyomu)	○ 冷凍で輸入・ 輸送 ○ 冷凍で販売
カットかぼちゃ		500g/パック	60,000 (Ribeto Gyomu)	

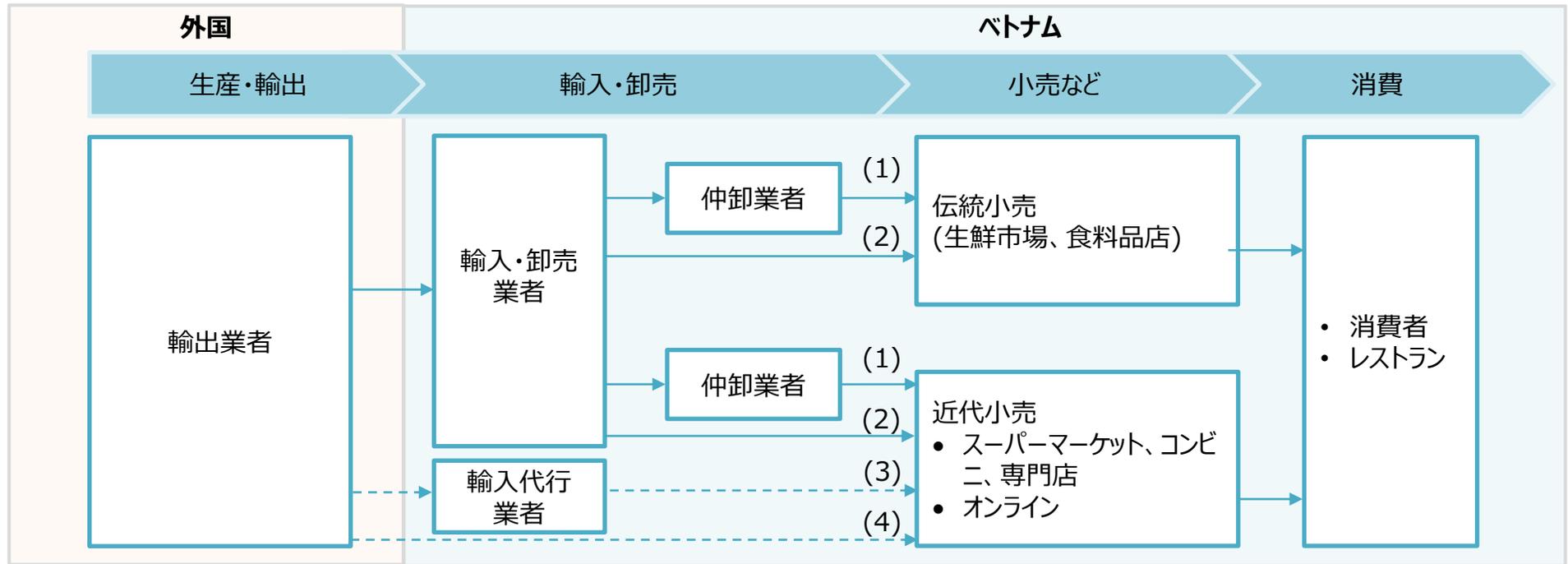
- 上記の製品はオンライン（ウェブサイト、ECサイト）とオフラインで販売されている
- 販売場所の例：Moshimoshi、Simba、Ribeto Gyomuなど

---

### 3. 流通・販売

# 流通の流れ

外国産の野菜や果物の流通経路としては、下図の(1)と(2)が一般的である



- 外国のサプライヤーから製品を輸入する際には、発注できる最低数量(MOQ)が決まっているため、仲卸業者や小売業者にとって、外国のサプライヤーから直接輸入するよりも輸入・卸売業者を利用したほうが費用対効果が高いケースが多い
- 利益率\*:
  - 輸入果物: 輸入・卸売業者の利益率は約10~20%、小売業者の利益率は約30~40%。「新製品は約40%、売り手が多く競争が激しい商品は30%。利益率20%だと小売業者はほぼ利益をあげることができない」(ホーチミン市の小売業者)
  - 輸入野菜: 輸入・卸売業者の利益率は約10%、小売業者の利益率は約20%
- 小売店が卸売業者と買戻し契約を結んでいる場合、一般的に製品の販売価格は高くなる
- 現在、日本産の果物はスーパーマーケット、オーガニック専門店、日本食スーパー、オンラインなど様々な場所で販売されており、日本の野菜は日本食スーパーやレストランで消費されている

\* ここでは「(販売価格 - 仕入価格) / 仕入価格 \* 100%」を利益率と呼ぶ

出所: B&Companyヒアリング

# 日本産の野菜・果物の輸入・卸売業者

日本産の野菜・果物の輸入・卸売業者は下記の通り。ほとんどが小売事業も行っている

No	企業名	ロゴ	設立年	本社	特徴**	ウェブサイト	日本産果物 ***			日本産野菜 ***	
							りんご	みかん	梨	きのこ	大根
1	Phan Thanh Akuruhi*		1998年	ホーチミン市	<ul style="list-style-type: none"> <li>幅広い日本製品の品揃え</li> <li>カンボジアに店舗あり</li> </ul>	<a href="https://akuruhifood.com/">https://akuruhifood.com/</a>	○	○	○	○	○
2	Klever Fruit*		2005年	ハノイ	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本をはじめとする外国産のフルーツの豊富な品揃え</li> <li>南部と北部に59店舗</li> </ul>	<a href="https://kleverfruits.com.vn/">https://kleverfruits.com.vn/</a>	○	○	○		
3	Genki Japan House*		2008年	ホーチミン市	<ul style="list-style-type: none"> <li>幅広い日本製品の品揃え</li> <li>乾燥・冷蔵貯蔵システム</li> </ul>	<a href="https://genki.vn/">https://genki.vn/</a>				○	○
4	Aeon Vietnam*		2011年	ホーチミン市	<ul style="list-style-type: none"> <li>幅広い日本製品・外国製品の品揃え</li> <li>ショッピングモール・スーパーマーケットを展開</li> </ul>	<a href="https://www.aeon.com.vn/">https://www.aeon.com.vn/</a>	○	○	○	○	○
5	Sakuko*		2011年	ハノイ	<ul style="list-style-type: none"> <li>幅広い日本製品の品揃え</li> <li>中部と北部に41店舗</li> </ul>	<a href="https://sakukostore.com.vn/">https://sakukostore.com.vn/</a>	○			○	○

\*小売業を兼ねる、\*\*オンライン販売も行っている、\*\*\*市場で一般的の製品、日本産野菜は乾燥、または加工品である

出所: B&Company作成

# 日本産の野菜・果物の輸入・卸売業者

No	企業名	ロゴ	設立年	本社	特徴**	ウェブサイト	日本産果物			日本産野菜	
							りんご	みかん	梨	きのこ	大根
6	Vietnam Yamato*		2013年	ホーチミン市	<ul style="list-style-type: none"> <li>幅広い日本製品の品揃え</li> </ul>	<a href="https://moshimoshi.vn/">https://moshimoshi.vn/</a>				○	○
7	Nakayama food		2014年	ホーチミン市	<ul style="list-style-type: none"> <li>幅広い日本製品の品揃え</li> <li>農場と加工工場を所有</li> </ul>	<a href="https://www.nakayama-foods.vn/">https://www.nakayama-foods.vn/</a>				○	○
8	Hoa Bien*		2016年	ホーチミン市	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本製品をはじめとする外国製品の豊富な品揃え</li> <li>中部と南部に5店舗</li> </ul>	<a href="https://traicayhoabien.com/">https://traicayhoabien.com/</a>	○	○	○		
9	Tu Phuong Tony*		2018年	ホーチミン市	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本、ニュージーランド、オーストラリアなどから輸入した果物を取り扱う</li> </ul>	<a href="https://tonyfruit.vn/">https://tonyfruit.vn/</a>	○	○	○		
10	Ribeto Gyomu Japan*		2020年	ハノイ	<ul style="list-style-type: none"> <li>神戸物産グループの小売チェーンの販売代理店</li> <li>北部、中部、南部に6店舗</li> </ul>	<a href="http://ribetogyomu.com/">http://ribetogyomu.com/</a>				○	○

\*小売業を兼ねる、\*\*オンライン販売も行っている

出所: B&Company作成

# 日本産の野菜・果物の小売業者

日本産の野菜・果物を販売する小売業者は下記の通り。小売業者の多くは日本以外の外国産の野菜・果物も販売している

No	企業名*	ロゴ	設立年	本社	特徴	ウェブサイト	日本産果物			日本産野菜	
							りんご	みかん	梨	きのこ	大根
1	V-Food		2011年	ハノイ	<ul style="list-style-type: none"> <li>北部に13店舗</li> <li>外国産果物に特化</li> <li>オンライン販売</li> </ul>	<a href="http://luontuoisach.vn/">http://luontuoisach.vn/</a>	○				
2	Minh Phuong Fruit		2013年	ホーチミン市	<ul style="list-style-type: none"> <li>南部に1店舗</li> <li>外国産果物に特化</li> <li>オンライン販売</li> </ul>	<a href="https://minhphuongfruit.com/">https://minhphuongfruit.com/</a>	○	○	○		
3	Farmers Market		2013年	ホーチミン市	<ul style="list-style-type: none"> <li>南部に6店舗</li> <li>国産・輸入食品に特化</li> <li>オンライン販売</li> </ul>	<a href="https://farmersmarket.vn/">https://farmersmarket.vn/</a>			○		
4	Bio Farm		2016年	ハノイ	<ul style="list-style-type: none"> <li>北部に1店舗</li> <li>輸入食品に特化</li> <li>オンライン販売</li> </ul>	<a href="https://bio-farm.vn/">https://bio-farm.vn/</a>	○	○	○		
5	Homefarm		2017年	ハノイ	<ul style="list-style-type: none"> <li>南部、北部に200店舗以上</li> <li>日本をはじめとする外国産の果物の豊富な品揃え</li> <li>オンライン販売</li> </ul>	<a href="https://homefarm.vn/">https://homefarm.vn/</a>					

\*20～21ページの輸入・卸売業者リストにあったものをここで記載しない  
出所: B&Company作成

# ベトナム産の野菜・果物のマーケティング・PR

有機栽培の野菜・果物はオンライン・オフライン両方の販売チャネルにおいて人気がある

ベトナム産野菜や果物は見本市や展示会の他、地方自治体による活動でも宣伝されている。主に高品質、安全性がアピールされる

オフライン			オンライン/TV番組		
イベント/ 展示会	レストラン/ ショップ	スーパー マーケット	公式SNSページ	ウェブサイト	KOL/ TV番組
<p>「2023 Safe Fruit and Agricultural Product Fair」：商工省が主催したイベント。130以上のブースが出店</p> 	<p>Cleverfood：VIETGAP認定を受けたオレンジと有機野菜を宣伝するバナーを設置</p> 	<p>ホーチミン市のWinmart：2022年6月2日から6月12日までラムドン省ダラット産の農作物コーナーを設置</p> 	<p>Bach Hoa Xanh：公式Facebookで野菜と果物が最大36%OFFになるキャンペーンを告知</p> 	<p>Soibien：ハノイに新店舗をオープンするにあたって、野菜を含むオーガニック食材が最大50%OFFとなるキャンペーンを告知</p> 	<p>ベトナムのテレビ局：VTV9はラムドン省の野菜を特集した番組を放送</p> 

# 日本を除く外国産の野菜・果物のマーケティング・PR

韓国、オーストラリア、ニュージーランドなどの国によるマーケティング活動が積極的に行われている

外国産の野菜・果物のPRのために多くのイベントが開催されている

オフライン			オンライン/TV番組		
イベント/ 展示会	レストラン/ ショップ	スーパー マーケット	公式SNSページ	ウェブサイト	KOL/ TV番組
<p>HortEx Vietnam 2023 : オランダ、ドイツ、インドから約200種類の花、野菜、果物のブランドが出展</p> 	<p>Klever Fruit : 韓国産ブドウとフランス産リンゴを宣伝するバナーを設置</p> 	<p>New Zealand Fruit Festival : 2022年6月2日から6月30日にWinmartで行われ、多彩な種類のリンゴを販売</p> 	<p>Ant Farm : 公式Facebookでオランダ産の玉ねぎを紹介</p> 	<p>Homefarm : 2023年12月1日から12月7日までハノイ店舗で輸入果物が最大40%OFFになるキャンペーンを告知</p> 	<p>Youtubeチャンネル「Cam Cam's family」: 100万人の登録者を持つチャンネル。マレーシア産ドリアンと米国産チェリーをレビューする動画を投稿</p> 

# 日本産の野菜・果物のマーケティング・PR

日本産の果物はオンライン、オフラインの両方で広く宣伝されているが、日本産の野菜はあまり宣伝されていない

ベトナムで日本の果物を販売する際、高栄養価、高品質、新鮮さ、安全性、ベトナム人の嗜好に合うことがアピールされる

オフライン			オンライン/TV番組		
イベント/ 展示会	レストラン/ ショップ	スーパー マーケット	公式SNSページ	ウェブサイト	KOL/ TV番組
<p>JETRO : Japan Fair 2017で茨城県産梨（豊水）を宣伝</p> 	<p>Klever Fruit : サンふじりんごを宣伝するバナーを設置</p> 	<p>イオン : ベトナムの小売店で初めて日本産の温州ミカン販売</p> 	<p>Fuji Mart : Facebookで「金星」「青森」「ふじ」の日本産りんごを紹介</p> 	<p>Klever Fruit : 栃木県からの代表団の受け入れ、にっこり梨に関する情報を掲載</p> 	<p>VTV4テレビ番組 : 公式Youtubeチャンネルで温州ミカンを紹介</p> 

\*果物についてのみ記載。野菜は果物と比べ積極的なPRが行われない  
出所: B&Company作成

---

## 4. 法規制

# 輸入関連の法規制

## ベトナムで輸入が許可されている野菜・果物

ベトナムは輸入国別に植物検疫条件を設定しているが、日本産の生鮮野菜・果物については検疫条件が規定されていないため、日本から輸入できる生鮮野菜・果物は限定的となる

### 野菜・果物の日本からの輸入可否の確認の流れ

Step1	<b>輸入したい野菜・果物が植物検疫対象品目かどうか確認</b> (決定2515/QD-BNN-BVTVにHSコードで列記)
	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 植物検疫対象品目でない: 検疫手続きが必要なく、輸入可能 例:<ul style="list-style-type: none"><li>• 乾燥しいたけのHSコード(0712.34000)は対象品目として指定されておらず、検疫手続きは必要なく輸入可能</li><li>• 大根の漬物のHSコード(2005.59)は植物検疫対象品目として指定されているものの「食酢・酢酸を加えて加工/保存されたものは対象外」となっており、検疫手続きは必要なく輸入可能</li></ul></li><li>✓ 植物検疫対象品目である: 植物検疫が必要であり、以下Step2へ進む</li></ul>



Step2	<b>「日本からの輸入が許可される植物検疫対象物のリスト」に対象品目の記載があるかどうか確認</b>
	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ リストにある: 規定された検疫条件を満たせば輸入可能</li><li>✓ リストにない: 検疫条件が規定されていないため輸出不可</li></ul>

### 日本からの輸入が許可される植物検疫対象物のリスト\*

• 2020年3月20日に植物防疫部より更新され、2024年3月末時点で全211種が学名で規定されている (例えばメロンは3品種が規定されており、その学名でない品種は対象外となる点に留意)

種別	記載品種数	品種概要
栽培用植物	種子	202 野菜98種、花97種、果実6種、樹木1種 • 野菜の代表例: キャベツ( <i>Brassica oleracea</i> var. <i>capitata</i> 等)、ホウレンソウ( <i>Spinacia oleracea</i> 等)、シソ属( <i>Perilla</i> spp.)、キュウリ( <i>Cucumis sativus</i> )、ニンジン( <i>Daucua carota</i> 等) • 果実(6種): パパイア( <i>Carica papaya</i> )、メロン( <i>Cucumis melo</i> , <i>Cucumis melo</i> var. <i>makuwa</i> , <i>Cucumis melo</i> var. <i>reticula</i> の3種)、スイカ( <i>Citrullus lanatus</i> , <i>Cucumis vulgaris</i> の2種)
	苗木	3 • カーネーション( <i>Dianthus caryophyllus</i> ) • シマカンギク( <i>Chrysanthemum indicum</i> ) • リンゴ( <i>Malus domestica</i> )
	挿木	2 • キク属( <i>Chrysanthemum</i> spp.) • ナデシコ属( <i>Dianthus</i> spp.)
	塊茎	1 • コンヤク( <i>Amorphophallus konjac</i> )
果生実鮮	3 • リンゴ( <i>Malus pumila</i> ) • 日本ナシ( <i>Pyrus pyrifolia</i> ) • ウンシュウミカン( <i>Citrus unshiu</i> )	

\*詳細については[農業農村開発省植物防疫部のウェブサイト](#)を参照(リストは更新及び改訂される)

なお、本リスト上には記載されていないが、生鮮野菜についてはレタスのみ日本からの輸入が許可されている

出所: [ベトナム農業農村開発省 植物防疫部](#)、[日本農林水産省 植物防疫所](#)

# 輸入関連の法規制

## 専門検査の手続き

通関手続きの前に、食品衛生・安全検査および植物検疫を行う必要がある

ベトナムに野菜・果物を輸入する際には、植物防疫部による食品衛生・安全検査および検疫を受ける必要がある  
(Circular11/2021/TT-BNNPTNT)

		a.食品衛生・安全検査	b.植物検疫
申請	申請方法	物品が出入国地点に到着する前または出入国地点に到着した時、必要書類を国が指定する検査機関に対して直接提出、あるいはNSW(National Single Window: 貿易関連手続きの電子化・窓口の一本化のためのシステム)を通じて提出*1 ※上記、通常・厳重検査の場合であり、簡略検査は税関に必要書類を提出	必要書類を植物保護局傘下の植物検疫管轄当局(農業農村開発省が9機関を指定している)に対して直接・郵便で提出あるいはNSWを通じて提出
	必要書類	通常検査および厳重検査の場合: <ul style="list-style-type: none"> <li>食品衛生・安全検査申請書</li> <li>製品自己公表申請書</li> <li>パッキングリストのコピー</li> <li>輸出国の権限ある機関によって発行された食品安全要件の充足証明書の原本(陸生・水生動物・植物の由来品の場合に必要であり、日本の場合、自由販売証明書が該当。ただし、加工あるいは包装済み製品を除く)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>輸出国の植物検疫管轄機関発行の植物検疫証明書</li> <li>輸入植物の植物検疫許可証*2 (Circular 30/2014/TT-BNNPTNTの2条に規定されているリストに該当する場合に必要)</li> </ul> ※植物検疫および食品衛生・安全検査の両方が必要とされる食品の場合、食品衛生・安全検査の必要書類を同封しなければならない
検査	検査概要	簡略検査・通常検査・厳重検査の3種類があり、原則として通常検査が適用される。どの検査でも書類検査が実施され、厳重検査ではサンプル検査も行われる	検査管轄機関:植物保護局 予備検査(貨物の外観・梱包チェック等)および詳細検査(貨物の中身、サンプル検査等)が実施される
	検査期間	通常検査・簡略検査の場合: 3営業日以内 厳重検査の場合: 7営業日以内	24時間以内
検査完了		検査に合格した場合、以下の専門検査証明書が発行される a.食品衛生・安全検査の場合: 検査合格通知書 b.植物検疫の場合: 植物検疫証明書	
参照関連法規		Decree 15/2018/ND-CP	Circular 33/2014/TT-BNNPTNT, Circular 34/2018/TT-BNNPTNT, Circular 15/2021/TT-BNNPTNT

\*1 NSWを利用する場合、NSWを通じて申請できる商品かどうかの確認が必要。\*2 多数の物品が該当。病害虫リスク分析手続きをベトナム植物保護局に申請し、許可されれば植物検疫許可証が発行される(申請手続きはCircular 43/2018/TT-BNNPTNT、Circular 11/2022/TT-BNNPTNT、病害虫リスク分析手続きはCircular 36/2014/TT-BNNPTNTで規定)

出所: 各種関連法規(上記の参照関連法規)

# 輸入関連の法規制

## 通関手続き

物品到着後、輸入者\*は所定の通関手続きを進める

概要	参照関連法規
<p>申請方法:</p> <ul style="list-style-type: none"><li>• VNACCSシステム(ベトナムの通関ITシステム)で電子申請(あるいは税関総局または支店に対して直接申請)</li></ul> <p>通関手続きの所要時間:</p> <ul style="list-style-type: none"><li>• 書類の受理・登録・確認: 申告者による書類提出から即時</li><li>• 税関申告書(輸入申告書)が提出された後、必要な検査が決定され、税関が検査を実施する<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 書類検査: 必要となる通関書類一式受領後、2営業時間以内</li><li>✓ 現物検査: 税関当局への物品提出完了後、8営業時間以内 (特別な場合は除く)</li></ul></li></ul> <p>主な必要書類:</p> <ul style="list-style-type: none"><li>• 税関申告書(輸入申告書)</li><li>• 関連する証憑書類: 売買契約書、インボイス、船荷証券(B/L)、原産地証明書</li><li>• 専門検査証明書あるいは輸入許可証 (当該物品が「専門検査の対象品」あるいは「輸入許可が必要な物品」の場合)</li></ul> <p><b>補足説明: 税関申告(輸入申告)について</b></p> <p>所要時間: 1営業時間</p> <ul style="list-style-type: none"><li>• 税関申告書は、物品が「国境検問所に到着する以前」あるいは「国境検問所に到着後30日以内」に提出できる</li><li>• 税関申告書は登録日より15日以内の通関手続きに利用可能</li></ul> <p>申告後の流れ:</p> <p>税関申告書の提出後、申告者法令順守履歴等を基にリスクレベルを評価し、システムで自動的に以下の3つに分類される (Circular 38/2015/TT-BTC、Decree 08/2015/ND-CPにて規定)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>• 青コード: 現物検査の免除。税金・手数料等の支払いのみのチェックとなる</li><li>• 黄コード: Circular 38/2015/TT-BTCの16条に規定された書類を含む書類検査が課される。必要書類は荷渡し指図書(D/O)、パッキングリスト、関税価格申告書、インボイス、専門検査証明書/輸入許可証(必要な場合)等となる</li><li>• 赤コード: 黄コードと同様の書類検査および物品の現物検査が課される</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>• Custom Law 54/2014/QH13</li><li>• Decree 08/2015/ND-CP</li><li>• Circular 38/2015/TT-BTC</li><li>• Decision 1966/QD-TCHQ</li></ul>

\*ベトナムへ物品を輸出する場合、ベトナム側の輸入・販売パートナーと組んでいるケースが多く、日越双方で協力・分担して手続きを進めることになる。  
食品では前述のように専門検査のような各種手続きを進める必要があるため、輸入経験が豊富な事業者と組むと円滑に進みやすい  
出所: 各種関連法規(上記の参照関連法規)

# 輸入関連の法規制

## 製品自己公表

加工・包装された野菜・果物製品を輸入前に製品自己公表を行う必要がある

概要	参照関連法規			
<p>包装された加工食品の場合、製品自己公表登録が必要となるため、加工・包装された野菜・果物製品も対象となる 以下、製品自己公表の手続き概要となる</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>• Law on food safety</li><li>• Decree 69/2018/ND-CP</li><li>• Decree 09/2018/ND-CP</li><li>• Decree 155/2018/ND-CP</li></ul>			
<table border="1"><tr><td data-bbox="64 429 271 625">必要手順</td><td data-bbox="271 429 1585 625">マスメディアまたは自らのウェブサイト掲載を通じて公表し、食品安全性に関する最新データ情報システムにも掲載する ※ 食品安全性に関する最新データ情報システムがない場合、書類を保管し、受領する機関のウェブサイトで組織・個人の名称および製品名を公示するため省・市の人民委員会が指定する管轄国家管理機関に書類を1部提出する</td></tr></table>		必要手順	マスメディアまたは自らのウェブサイト掲載を通じて公表し、食品安全性に関する最新データ情報システムにも掲載する ※ 食品安全性に関する最新データ情報システムがない場合、書類を保管し、受領する機関のウェブサイトで組織・個人の名称および製品名を公示するため省・市の人民委員会が指定する管轄国家管理機関に書類を1部提出する	
必要手順		マスメディアまたは自らのウェブサイト掲載を通じて公表し、食品安全性に関する最新データ情報システムにも掲載する ※ 食品安全性に関する最新データ情報システムがない場合、書類を保管し、受領する機関のウェブサイトで組織・個人の名称および製品名を公示するため省・市の人民委員会が指定する管轄国家管理機関に書類を1部提出する		
<table border="1"><tr><td data-bbox="64 625 271 715">申請書類</td><td data-bbox="271 625 1585 715">• 製品自己公表申請書 • 食品安全データシート(食品安全性試験結果書、12カ月以内に発行されたもの)</td></tr></table>		申請書類	• 製品自己公表申請書 • 食品安全データシート(食品安全性試験結果書、12カ月以内に発行されたもの)	
申請書類	• 製品自己公表申請書 • 食品安全データシート(食品安全性試験結果書、12カ月以内に発行されたもの)			
<table border="1"><tr><td data-bbox="64 715 271 839">注意点</td><td data-bbox="271 715 1585 839">- 製品自己公表の書類はベトナム語で作成する必要があり、(1)商品名、(2)成分、(3)消費期限、(4)包装仕様および包装資材、(5)製造者の名称・住所等を記載しなければならない - 食品衛生・安全検査が課される物品については、本製品自己公表申請書の提出が規定されている</td></tr></table>	注意点	- 製品自己公表の書類はベトナム語で作成する必要があり、(1)商品名、(2)成分、(3)消費期限、(4)包装仕様および包装資材、(5)製造者の名称・住所等を記載しなければならない - 食品衛生・安全検査が課される物品については、本製品自己公表申請書の提出が規定されている		
注意点	- 製品自己公表の書類はベトナム語で作成する必要があり、(1)商品名、(2)成分、(3)消費期限、(4)包装仕様および包装資材、(5)製造者の名称・住所等を記載しなければならない - 食品衛生・安全検査が課される物品については、本製品自己公表申請書の提出が規定されている			
<p><b>補足説明: 食品安全データシート(食品安全性試験結果書)について</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>• 管轄当局により指定された試験所あるいはISO17025に準拠した試験所によって作成された食品安全データシートを準備する必要がある</li><li>• 本シートでは国際規定に基づくリスク管理原則に従って保健省により規定されたどの安全指標に従うか指定する必要がある ※保健省の規定がない場合、申告者が適用する基準を明確にする</li></ul>				

---

## 5. 流通業者から日系事業者への提言

# 流通業者からの意見

日本企業に向け、幅広い意見が寄せられた

分類	機会・留意点	内容
① 新規サプライヤーの選定 	<ul style="list-style-type: none"><li>日本のサプライヤーが潜在的な小売業者・卸売業者にアプローチする際は、(1)製品の適合性、(2)製品の品質、(3)製品価格、(4)マーケティング・PR支援についてアピールし、競争上の優位性を見せる必要がある</li></ul>	<p>「新しいサプライヤーを選定する際には、製品が現地市場に適合しているかどうかを検討する。ほかにも、サプライヤーの評判、ベトナムでの実績、ベトナムの企業との取引、マーケティング・PR支援(特に最初の1~3か月)について検討する」(ホーチミン市のオーガニック専門店)</p> <p>「新しいサプライヤーを選定する際は、弊社のターゲット顧客に対する製品の適合性、製品の品質、製品の価格などを基準にして検討する」(ハノイの輸入果物店)</p>
② 輸入 	<ul style="list-style-type: none"><li>より多くの小売業者・卸売業者に利用してもらえるよう、最小注文数量(MOQ)が適切かどうかを考慮する必要がある</li><li>最新の法律や関係機関の情報を収集する必要がある</li></ul>	<p>「現在、当社は外国のサプライヤーから直接製品を輸入するのではなく、ベトナムの輸入・卸売業者から購入している。外国のサプライヤーから果物を購入する場合、最低でもコンテナ1つ以上の量を注文する必要がある。現在、当社の倉庫の容量ではその数量に対応できないが、コンテナ1個以下の場合、利益効率や輸送方法に制約があるので、販売者は商品を取り扱えないことが多い」(ホーチミン市のオーガニック専門店)</p> <p>「ベトナムに輸入できる果物は限られている。そのため、サプライヤーは製品を輸出する際、その果物の輸入が許可されているか最新の法律で植物防疫部などの所管当局に確認した後、手続きを行う必要がある」(ハノイの輸入果物店)</p>
③ 製品候補 	<ul style="list-style-type: none"><li>日本産の果物は価格が高く、ベトナムでの流通は限定的。リンゴ、イチゴ、ブドウなどベトナムで生産されていない果物がベトナムで人気が出る可能性がある</li><li>野菜より果物を輸出するべきである</li></ul>	<p>「日本のサプライヤーは顧客になじみのある商品を選択し、高すぎず、かつ低すぎない価格設定をすべき。イチゴ、ブドウ、リンゴなどベトナムではあまり生産されていない商品も選択肢に入る。梨、ブドウ、柿といった韓国の果物は値段が手頃で人気があるため、日本産は韓国産と比較される。品質が高ければ、日本産の価格は韓国産より多少高くても受け入れられる」(ホーチミン市のオーガニック専門店)</p> <p>「現在、日本の果物の価格は他国の果物に比べて2~3倍程度高いため、商品数はまだ限られている。ベトナムで流通する日本の果物は、日本から輸入されたものと、日本の果物の種を使ってベトナムで栽培されたものの2種類がある。主に日本のリンゴ、ブドウ、イチゴがベトナムで販売されている」(ハノイの輸入果物店)</p> <p>「ベトナムでは安価な野菜がたくさん流通しているため、日本のサプライヤーが生鮮野菜を直接ベトナムに輸出するのは難しい。外国産野菜の需要はあまり大きくなく、ベトナムの消費者はドラッグ産野菜のようにベトナムで生産された野菜を好む。また、日本からの輸入は時間がかかり、品質に悪影響を及ぼす」(ホーチミン市のオーガニック専門店)</p>

# 流通業者からの意見

分類	機会・留意点	内容
④ 流通経路 	<ul style="list-style-type: none"> <li>スーパーマーケットなどの近代小売やEコマースを通じてベトナム市場に展開すべき</li> </ul>	<p>「輸入された野菜や果物のほとんどはスーパーマーケットなどの近代小売やEコマースで取引されている。野菜や果物を長期的に販売するためには、まず潜在顧客の多いハノイやホーチミン市にある大規模小売チェーンに商品を提供する必要がある」(ホーチミン市のオーガニック専門店)</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>通常の流通のほか、製品を独占的に流通させることも可能である</li> </ul>	<p>「商品を独占的に流通させることができるため、通常と比べて価格競争が減るという利点がある。機会があれば、日本の果物を独占販売することも検討できる」(ホーチミン市のオーガニック専門店)</p>
⑤ 営業・マーケティング 	<ul style="list-style-type: none"> <li>販売効率を高めるためには、マーケティングを積極的に行う必要がある。広告にはさまざまな形態があり、オンライン(SNS、KOL)とオフライン(店頭)の両方で行うことができる。</li> </ul>	<p>「野菜と果物の販売では、マーケティングを積極的に行う必要がある。小売業者が近代小売で商品を販売する際には、消費者が飽きてしまうことを防ぐため、広告を出すなど、積極的なマーケティングを行う必要がある。主にSNSやKOLを使ってプロモーションを行うとよい」(ホーチミン市のオーガニック専門店)</p> <p>「広告にはSNS、Webサイトやオフライン(バナー)など、さまざまな形態がある」(ハノイの輸入果物店)</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本のサプライヤーはマーケティング・PRに関して、販売代理店をサポートする必要がある。支払い条件の検討も必要。</li> </ul>	<p>「新商品を発売する時にはマーケティング費用がかかる可能性があるため、外国のサプライヤーはこれらをサポートする必要がある。また、売り上げを伸ばすために、サプライヤーは商品価格の割引を検討する必要がある」(ホーチミン市のオーガニック専門店)</p> <p>「外国サプライヤーのサポートポリシーには、製品の写真や情報の提供、販促品の提供、商品の質が悪い場合のサポートなどが含まれる」(ハノイの輸入果物店)</p>

# 免責事項

- ◆ 本レポートは、日本からベトナムへの輸出を検討する企業・関係者のため、基本的情報提供を行うことを目的として作成したものです。日本政府、ベトナム政府等の作成した資料を基に作成していますが、執筆後に改定・変更され本レポートの内容と異なっていることもあり得ます。
- ◆ 本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。
- ◆ 本資料を無断で引用・転載することは禁じています。

本レポートに関する問い合わせ先：  
日本貿易振興機構（ジェトロ）  
ホーチミン事務所  
電話番号：84-28-3821-9363  
E-mail アドレス：VNPF\_Japanfood@jetro.go.jp